

目次

- 戸別所得補償を導入する背景と目的 …1

<導入の背景>

- 我が国農業・農村が直面する現実 …2
- 食料需給をめぐる現状 …3

<制度の仕組み>

- 戸別所得補償の内容 …4

<制度の目的と意義>

- 食料自給率50%に向けた戦略 …6
- 食料自給率50%の意味 …7
- 継承すべき「農の価値」を実現 –農業の多面的機能– …8
- 透明性の高い農政に –直接支払型の支援手法– …8
- ペナルティを廃止し、つくる農政へ –所得補償による米政策の転換– …9

<その他>

- 農林水産予算の削減努力 …10

戸別所得補償を導入する背景と目的

導入する背景

<この15年間で農業所得は半減>

農業・農村を国家の基盤として将来の世代に確実に継承していかなければならない、というのは現在の政府の立場です。（平成22年3月30日閣議決定）

しかし、我が国の農業・農村は、農地の減少、農業者の高齢化、農村の疲弊など、ここ十数年で危機的な状況が一層深刻化し、この15年間で農業所得は半減しています。

また、全国で農業の担い手がない農村地域が半数以上を占めており、このままでは5～10年後には生産力が急激に落ち、国民への食料安定供給に支障が出るのが懸念されます。その時になって対策を打っても間に合いません。

<世界の穀物需給が逼迫する中、我が国の食料自給率は40%>

今般ロシアが穀物の輸出規制を行うなど、近年、世界の穀物価格は上昇し不安定な状態が続いています。この背景には、穀物市場への国際投機資金の流入やバイオ燃料需要の急増、途上国の経済発展による需要増大、世界各地の異常気象などが挙げられます。

このように中長期的に世界の穀物需給がひっ迫していく中、国家の安全保障の要である食料自給率は現在40%と主要先進国の中で最低の水準です（小麦、大豆の自給率はそれぞれ14%、6%）。

このため、政府は食料自給率を10年後に50%へ引上げる計画を立てています。（前掲閣議決定）



導入する目的と意義

<がんばる農家を支え日本農業を再生し、食料自給率をアップ>

この制度は以上の背景の上に立って、日本農業の再生を図り、食料自給率の向上を目指すための対策です。食生活上重要な農作物に所得補償を行うことにより、国内生産力を高めていこうというものです。

<農業の多面的機能も実現>

所得補償により農業が維持されれば、「農業の多面的機能」すなわち自然環境の保全や文化の継承も実現されていきます。

<決してバラマキではない>

戸別所得補償は決してバラマキを行って不効率な農業構造を温存するものではありません。支援対象農家を大規模農家に限定すべきとの意見もありますが、農業者の激減・高齢化が進む中で、支援対象農家を限定・選別する余裕がないのが今の農業・農村の実情です。

大規模農家は一気に育ちません。規模が小さく兼業収入で生計を立てている方が努力して次第に規模を拡大していくやり方をとっていくことが自然です。この制度は、このような経営発展モデルを後押しして、次世代を担う後継者や新規就農者に農業を担ってもらえるよう、農業で食べていける環境を整えるものです。

<地域の活性化と農村雇用を確保>

所得補償により、地域の活性化が図られ農業で働く人たちの雇用も確保されることとなります。

<財政負担型の透明性の高い農政に移行>

なお、農業所得に占める政府からの直接支払額の割合を見ると、EUが78%なのに対し日本は23%と低い水準となっています。

戸別所得補償により、価格支持政策から農家への直接支払へと支援手法を転換していき、農政のグローバルスタンダードに即して消費者負担型から財政負担型の透明性の高い農政に移行していく意義も有するものです。

<減反からつくる農政へと転換>

併せて、この対策によって米政策の大転換を期してまいります。すなわち、これまでの減反政策は、作らないことへの助成や非達成地域へのペナルティといった手法により、過去40年にわたって農村を疲弊させ閉塞感を与えてきました。今後は、ペナルティを廃止し、米の所得補償により米の需給調整の実効を期し、減反からつくる農政へと大転換を図ります。

我が国農業・農村が直面する現実

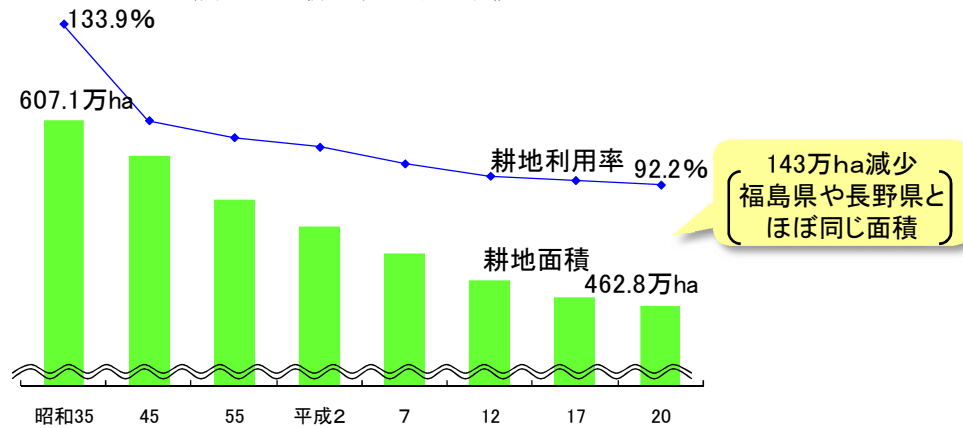
<導入の背景①>

我が国の農業・農村は、農地の減少、農業者の高齢化、農村の疲弊など、ここ十数年で危機的な状況が一層深刻化し、この15年間で農業所得は半減しています。

また、農業者の6割が65歳以上で平均年齢は66歳と高齢化が急速に進んでいます。全国で農業の担い手がない農村地域は半数以上を占めており、このままでは5～10年後には生産力が急激に落ち、国民への食料安定供給に支障が出るのが懸念されます。

【45年間で農地は約2割減少】

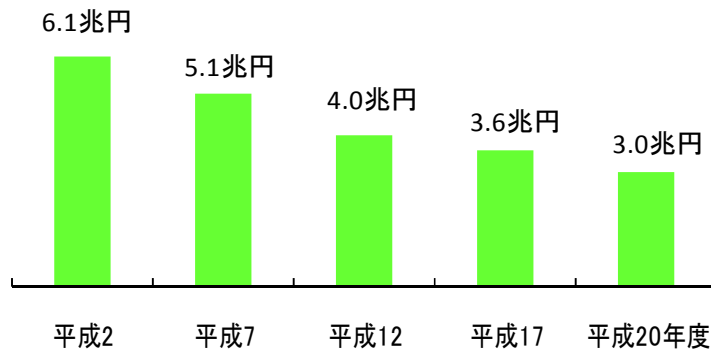
— 農地及び耕地利用率の推移 —



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

【15年間で農業所得は半減】

— 農業所得の推移 —

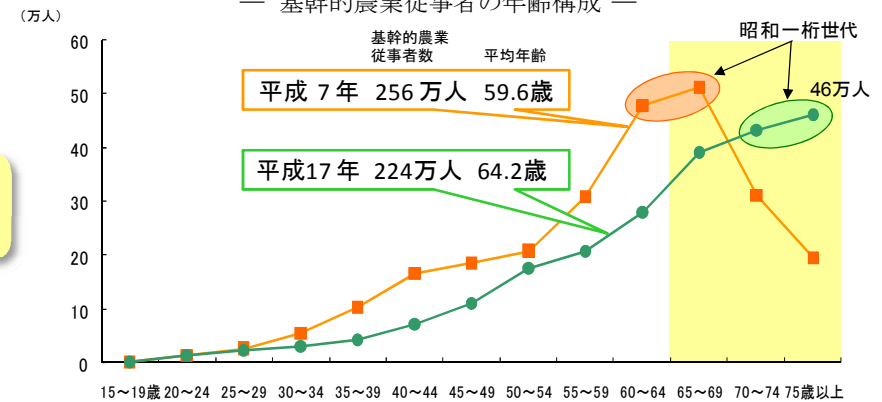


資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

注：農業純生産とは、「農業総生産－固定資本減耗（減価償却引当額＋災害額）－間接税＋経常補助金」で算定され、所得として受け取った額に相当。

【平均年齢は65歳と高齢化、後継者も育っていない】

— 基幹的農業従事者の年齢構成 —

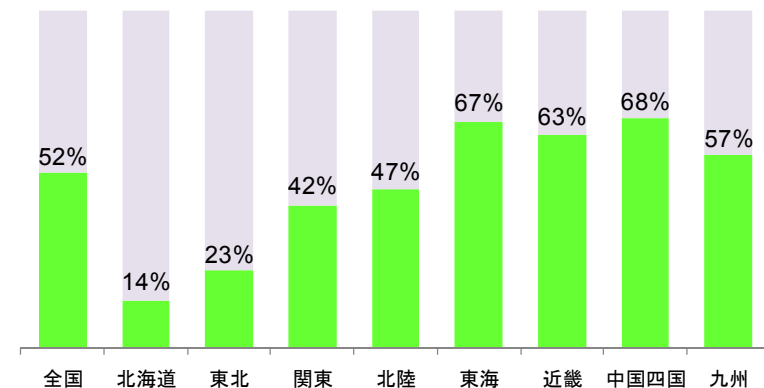


資料：農林水産省「農林業センサス」

注：基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。また、上記の図は販売農家のもの。

【全国で担い手がない地域が半数以上】

— 農業を主とする65歳未満の農業者のいない水田集落 —



資料：農林水産省「2005年農林業センサス」（組替集計）

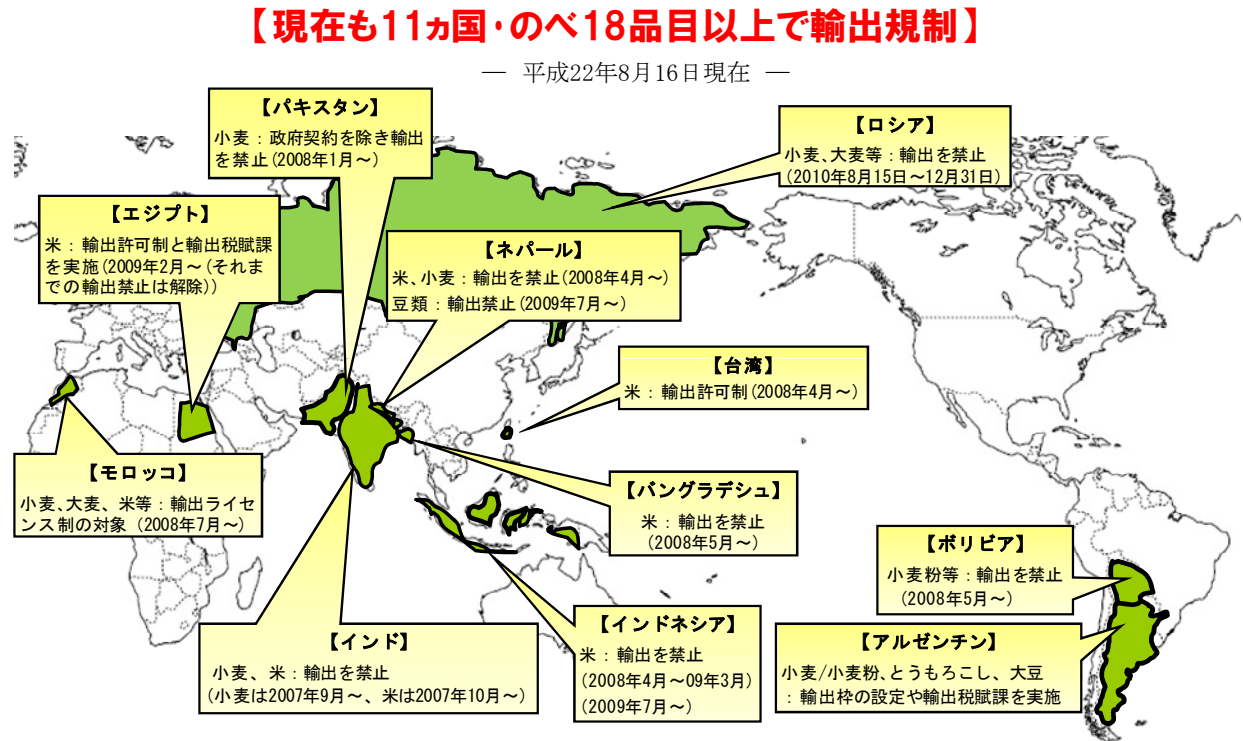
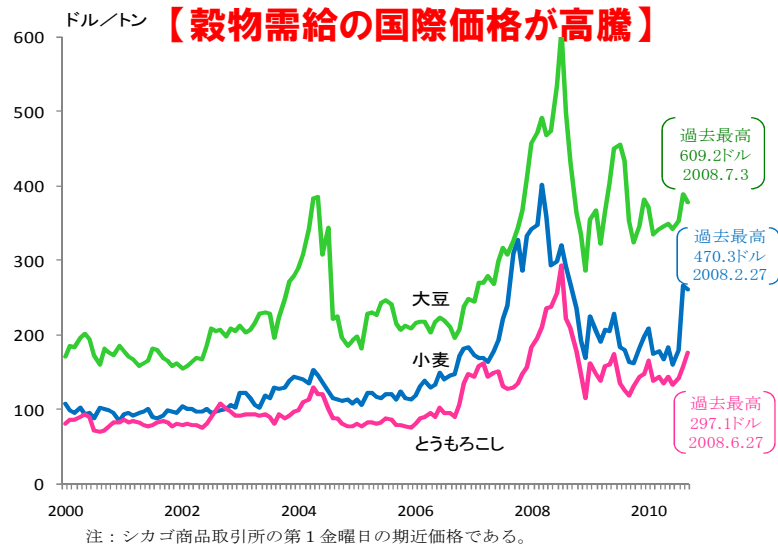
食料需給をめぐる現状

<導入の背景②>

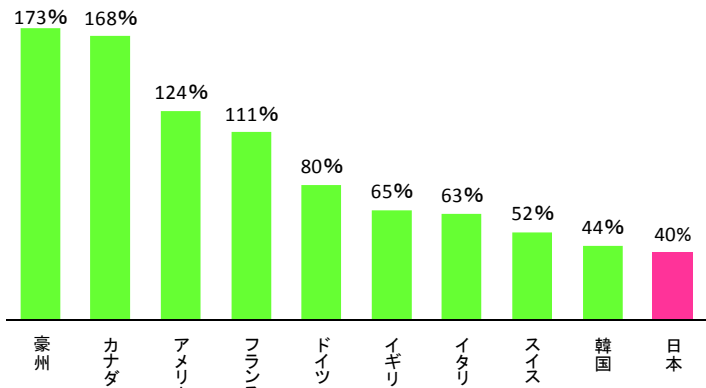
今般ロシアが穀物の輸出規制を行うなど、近年、世界の穀物価格は上昇し不安定な状態が続いています。この背景には、穀物市場への国際投機資金の流入やバイオ燃料需要の急増、途上国の経済発展による需要増大、世界各地の異常気象などが挙げられます。

このように、中長期的に世界の穀物需給がひっ迫していく中、国家の安全保障の要である食料自給率は現在40%と主要先進国の中で最低の水準です(小麦、大豆の自給率はそれぞれ14%、6%)。

このため、政府は食料自給率を10年後に50%へ引き上げる計画を立てています。(平成22年3月30日閣議決定)



【食料自給率は主要先進国の中で最低水準】



資料：農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」等を基に農林水産省で試算した。ただし、韓国については、韓国農林部「2009年度農漁業農漁村及び食品産業に関する年次報告書」等による。
注：数量は2007年(日本は2009年度)

上記以外でも、この5年間に11カ国・のべ19品目以上で輸出規制を実施(2006年以降)

- 輸出禁止：カンボジア(米)、ベトナム(米)、ブラジル(政府米)、インド(とうもろこし) カザフスタン(小麦)、セルビア(小麦、とうもろこし、大豆)、エジプト(米)
- 輸出税を賦課：ロシア(小麦、大麦)、ベトナム(米)、キルギス(小麦)、中国(小麦、大豆、米)
- 輸出枠を設定：カンボジア(米)、ウクライナ(小麦、とうもろこし)

戸別所得補償の内容

<制度の仕組み①>

農業者戸別所得補償制度は、大まかに次の3つの助成からなっています。

このうち、今回の政策コンテストにエントリーしているのは、下記①の「畑作物の所得補償交付金」(加算支払を含む)です。

① 畑作物の所得補償交付金

(2,129億円)【水田・畑地共通】

畑作物(麦、大豆、てん菜(砂糖大根)、でん粉用じゃがいも、そば、なたね)を生産する農業者に対して、「恒常的なコスト割れ相当分」を直接支払いする交付金です。

交付金は、農地を農地として保全するために必要最低限の費用相当額は作付面積に応じて交付しますが、生産意欲の向上につながるように収量に応じて支払うことを基本とします。

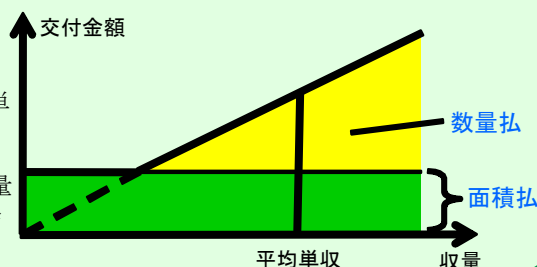
対象作物		交付単価
小麦	水田	6,360円/60kg または 2.0万円/10a の高い方
	畑地	
大豆	水田	11,430円/60kg または 2.0万円/10a の高い方
	畑地	
てん菜		6,410円/トン または 2.0万円/10a の高い方
でん粉用じゃがいも		11,600円/トン または 2.0万円/10a の高い方

10a(アール) = 約300坪

注1:小麦について、パン・中華めん用品種の場合は、数量当たり交付単価に2,550円を加算

注2:そば、なたね、大・はだか麦の交付単価は、生産費調査の結果が明らかになった段階で設定

注3:現行の品目横断対策に比べて、数量当たり交付単価の10a当たりの面積換算値は、小麦で約3千円・大豆で約1万円の増額



② 水田活用の所得補償交付金

(2,233億円)

水田転作での麦、大豆、米粉用米、飼料用米などを生産する農業者に対して、「主食用米並の所得確保相当分」を直接支払いする交付金です。

【戦略作物】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用・飼料用米、発酵粗飼料用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

【二毛作助成】

1.5万円/10a

【耕畜連携助成】

1.3万円/10a

【産地資金】

麦・大豆などの戦略作物の生産性向上や地域特産物の振興などの取組を支援

③ 米に対する助成

需給調整に参加して米を生産する農業者に対して、「恒常的なコスト割れ相当分」と、その年の米価の下落分を直接支払いする交付金です。

【米の所得補償交付金】(1,980億円)

1.5万円/10a

【米価変動補てん交付金】(1,391億円(24年度予算計上))

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補てん

加算支払

(100億円)

耕作放棄地などに麦、大豆、そば、なたねを作付けする場合や、集落営農(農家が集まって効率的な農業経営を行うもの)が法人化する場合などには、加算支払いをします。

【品質加算】畑作物について数量払の交付単価を品質に応じて増減

【再生利用加算】耕作放棄地などに麦や大豆、そば、なたねを作付けた場合に一定額(1~3万円/10a)を5年間加算

【集落営農の法人化加算】集落営農が法人化した場合に、対象作物の作付面積に応じて2,000円/10aを加算

【緑肥輪作加算】地力の維持・向上につながる作物を、畑地で栽培してすき込む場合(休閑緑肥)に1万円/10aを交付

これまで行ってきた対策との関係

- 今年度は「米に対する助成」や水田転作の麦・大豆などに対する「水田活用の所得補償」をモデル対策として実施しています。23年度はこれに加えて「畑作物の所得補償」を実施することとしています。
- 国内で生産される麦・大豆といった畑作物は、何ら国の支援がなければ、価格競争力に勝る輸入品に負け国内ではほとんど生産されなくなってしまう。国産の麦・大豆といった畑作物に対しては、これまでも違った形で支援を行ってききましたが、23年度から食料自給率の向上に向けて、これを廃止し「畑作物の所得補償」を新たに導入するものです。
- 「畑作物の所得補償」と「加算支払」の事業規模は2,229億円ですが、このうち1,148億円は輸入麦の売買差益や輸入糖から徴収する調整金などからなる特定財源を活用し、残りの1,080億円（一般会計計上分）を政策コンテストにエントリーしています。

経済波及効果

農業者戸別所得補償による経済波及効果は、①作物生産の増加に伴い関連産業の生産・雇用が増える効果と、②農家所得の増加に伴い消費や関連産業の生産・雇用が増える効果の2つがあります。

- | | |
|--------------|---|
| ① 生産の増加に伴う | 生産誘発額 4,000億円程度、
就業誘発者数 11万人程度（平成32年） |
| ② 農家所得の増加に伴う | 生産誘発額 1兆1,300億円程度、
就業誘発者数 8.4万人程度（平成23年以降） |

農村地域を活性化し
農村雇用を確保！

※ 平成17年産業連関表より試算。